

# 令和8年度 柏市会計年度任用職員募集案内 (消費生活相談員)

## 1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	消費生活相談員
採用予定人数	若干名
職務内容	(1) 消費生活全般にわたる相談業務（相談・苦情に関する情報提供、助言、あっせんなど） (2) PIO-NET 端末の入力 (3) 消費生活全般にわたる広報・啓発
勤務地	柏市消費生活センター (柏市柏下73 中央体育館管理棟1階)

## 2 任期

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで  
ただし、令和8年4月1日以前に採用が可能な場合は、合格者の承諾のもと前倒して採用を行う

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

## 3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,960円

※令和8年4月1日以降の報酬の時給単価：1,980円

※ 要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.2625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は、0.37875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上あり、週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.0625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は、0.31875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する勤勉手当を支給

(4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり6時間45分（時間外勤務：有）

（午前9時00分から午後4時45分まで、休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり4日、年4回程度の第3土曜日

ウ 休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・「イ 勤務日」ではない日

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、5日）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）適用

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用：有

イ 雇用保険の適用：有

ウ 非常勤職員公務災害補償制度の適用：有

#### 4 受験（応募）資格

次の(1) から(3) までの全ての要件を満たす方

(1) 次のア又はイに該当する方

ア 消費生活相談員資格試験に合格した方

イ 平成28年4月1日施行の改正消費者安全法に基づき、消費生活相談員資格試験に合格したとみなされた方 ※

※ 合格したとみなされた方とは、平成28年4月1日時点で a に掲げる3資格のいずれかを保有し、かつ、b 又は c のいずれかに該当する方

a 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」

一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」

一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」

b 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に、実務経験が通算1年以上ある方

具体的には、「『消費生活専門相談員』等のいずれかの資格を現に保有する者」で、

1. 地方公共団体における消費生活相談の事務

2. 消費者団体における当該事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

3. 事業者における当該事業者における消費者からの苦情に係る相談の事務

4. 国の行政機関又は独立行政法人における事業者に対する消費者からの苦情に係る相談の事務

5. これらと同等以上のものとして消費者庁長官が指定するもの

のいずれかに、「2016（平成28）年4月1日から遡って5年間（2011年4月1日以降）において通算1年以上従事した経験がある場合」には、「消費生活相談員資格試験合格者」とみなされます。

c 指定講習会の課程を修了した方（有効期限が切れていないこと）

(2) パソコン操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方

(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

#### 5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	調整の上、別途連絡いたします。	
試験場所	柏市消費生活センター	
試験種目・ 試験内容	(一次) 書類審査	選考受験申込書に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	(二次) 個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面及び提出書類から審査する。

## 6 申込（応募）方法

### (1) 提出書類

ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

イ ④ (1)に掲げる資格のいずれかを有することを証明する書類の写し

アの場合：消費生活相談員資格試験合格証の写し

イの場合：3資格のいずれかの資格証の写しに加え、

いずれか  $\begin{cases} b \text{ の場合：景表法等改正等法附則第3条第1項に係る実務経験証明書} \\ c \text{ の場合：指定講習会終了証の写し} \end{cases}$

### (2) 申し込み締め切り

令和8年1月20日（金）

（郵送可・期限内必着）

### (3) 申込先

柏市消費生活センター

（〒277-0004 柏市柏下73 中央体育館管理棟1階）

## 7 合格の決定及び採用

### (1) 合格の通知

選考試験（二次個人面接）の実施日以降2月以内に決定し、選考受験者に通知する。

### (2) 採用時期

合格者と協議、調整の上、採用日を決定する。

### (3) 採用（合格）の取消し

④に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。

### (4) 柏市議会の議決の特例

会計年度任用職員の採用は、柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとする。

## 8 その他

応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

応募者の個人情報については、この選考以外の目的には利用しません。

応募に要する通信費及び面接等の際の交通費等の経費は、全て応募者の負担となります。

## 9 問い合わせ先及び所在地

柏市消費生活センター

〒277-0004 柏市柏下73 中央体育館管理棟1階

電話 04-7163-5853

